

埼玉県荒川右岸下水道事務所建設工事請負等  
及び業務委託等入札参加業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、荒川右岸下水道事務所（以下「事務所」という。）が発注する、次の事務の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。
- (1) 埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）
  - (2) 建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）のうち埼玉県流域下水道事業財務規程（以下「財務規程」という。）第183条に定める額を超えた業務委託等

(委員会の設置)

- 第2条 入札・契約事務の適正な執行のため、事務所に「荒川右岸下水道事務所建設工事請負等及び業務委託等業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

- 第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。ただし、契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に下水道事業管理者が認める場合は、委員会での選定を要しない。
- (1) 財務規程第203条第1項による別表第四に定めるもののうち、次のもの。
    - ア 執行予定額が400万円を超え2億円未満の建設工事の請負案件
    - イ 執行予定額が200万円を超え2,000万円未満の建設工事にかかる設計、調査及び測量又は管理の委託案件
    - ウ (1)のイ以外の委託のうち、執行予定額が200万円を超え1,000万円未満（施設の運転及び管理については2,000万円未満）の案件
  - (2) 建設工事等及び業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること
  - (3) 建設工事等及び業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること
  - (4) 建設工事等の随意契約の見積書徴取に関すること。
  - (5) 業務委託等の随意契約（埼玉県流域下水道事業財務規程第183条に定める額を超え、財務規程別表第五において決裁区分が課長及び所長に区分されているものに限る。）の見積書徴取に関すること。
  - (6) 総合評価方式の運用及び実施方法並びに入札・評価値の算出結果に基づく総合評価委員会への内申書の審査。
  - (7) 低入札価格調査の審議に関すること。
  - (8) 談合情報の対応の審議に関すること。
  - (9) その他委員長が審議を必要と認めた事項。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 委員長 所長
  - (2) 副委員長 副所長
  - (3) 委員 担当部長及び担当課長

(運営)

- 第5条 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。
- 3 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

- 第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事又は業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。
- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）
  - (2) 一般競争入札の公告文(案)
  - (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
  - (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
  - (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

- 第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、埼玉県荒川右岸下水道事務所において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。
- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
  - 3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。
  - 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。
  - 5 建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、埼玉県下水道局建設工事等及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務・管理担当に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長

が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。ただし、令和4年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。ただし、令和8年度の予算の執行に係るものから適用し、令和7年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

## 参考

「第3条 (9) その他委員長が審議を必要と認めた事項」について、次のとおり例示する。

- 委託における設計積算に必要な歩掛の参考見積徴取を行う場合の業者の選定に関する事。
- 工事における設計積算に必要な施工歩掛の参考見積徴取を行う場合の業者の選定に関する事。
- 1品あたりの単価が200万円以上と想定される製品単価の見積徴取を行う場合の業者の選定に関する事。